

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 5 月 21 日の間、A社に勤めていた 36 か月分について、41 年 12 月 5 日に脱退手当金を受け取ったとされているが、その時は既に沖縄に帰郷しているため、受け取れるはずが無いので、脱退手当金が支給された期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は脱退手当金請求書を申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に提出し、同年 12 月 5 日に脱退手当金を受給したとされているが、申立人の渡航記録から、申立人は 40 年 5 月 22 日にはA社を離れ、同月 25 日に沖縄に帰郷しており、この事実を踏まえると、申立人が自ら請求したとは考え難く、事業主に代理請求を依頼したとも考え難い。

また、脱退手当金を受給したとされる時期までに再渡航した記録も無いなど、受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時のA社の住所であり、脱退手当金請求当時、申立人は既に沖縄に転居していたとしていることから、復帰前における沖縄在住の被保険者が厚生年金保険の裁定請求を行う場合、日本政府の南方連絡事務所を経由して都道府県知事に提出することとなっていたことから、申立人が在職当時の住所で請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 37 年 5 月 21 日から 40 年 5 月 21 日の間、A社に勤めていた 36 か月分について、41 年 12 月 5 日に脱退手当金を受け取ったとされているが、その時は既に沖縄に帰郷しているため、受け取れるはずが無いので、脱退手当金が支給された期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は脱退手当金請求書を申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に提出し、同年 12 月 5 日に脱退手当金を受給したとされているが、申立人の渡航記録から、申立人は 40 年 5 月 22 日にはA社を離れ、同月 25 日に沖縄に帰郷しており、この事実を踏まえると、申立人が自ら請求したとは考え難く、事業主に代理請求を依頼したとも考え難い。

また、申立人が脱退手当金を受給したとされる昭和 41 年 12 月 5 日前後 2 か月間（同年 11 月から 12 月）に、申立人が本土へ再渡航した記録も無いなど、受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時のA社の住所であり、脱退手当金請求当時、申立人は既に沖縄に転居していたとしていたことから、復帰前における沖縄在住の被保険者が厚生年金保険の裁定請求を行う場合、日本政府の南方連絡事務所を経由して都道府県知事に提出することとなっていたことから、申立人が在職当時の住所で請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの期間、48年10月から49年3月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び58年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで
④ 昭和58年8月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①から④までについては納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

特例納付(附則4条)の納付期限である昭和55年6月30日に母と社会保険事務所に出向いた。しかし、手持ちが足りなかったため、まず、41年12月から43年12月までの期間を一括で納付し、銀行の受領印の入った領収書を1枚受け取り、自宅に戻った後、再度、社会保険事務所で申立期間①から③までについても特例納付して銀行の受領印の入った領収書を2枚受け取った。

当時の保険料納付を証明する領収書3枚は平成19年6月20日以降に紛失したが、当該期間が未納となっていることについて納得できない。

申立期間④についても未加入期間になっているので、加入期間に戻して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として申立人が保管していた領収書3枚を基に平成19年6月19日に作成したとするメモを提出している。当該メモでは申立人は銀行の受領印の入った特例納付に係る領収書を合計3枚受け取ったとしているが、申立期間の国民年金保険料納付に係る領収書は金融機関で使用する納付書の様式上、最低4枚必要となり、当該メモの記載内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間①から③までを特例納付したとする昭和 55 年 6 月 30 日に申立人が居住していた地域を管轄する社会保険事務所では、同日領収分に係るすべての「領収済通知書」を現在も保管しており、申立人が最初に一括納付したとする 41 年 12 月から 43 年 12 月までの「領収済通知書」は確認できた一方で、申立期間①から③までの「領収済通知書」については確認できなかった。

さらに、社会保険庁が保管している特殊台帳にも昭和 41 年 12 月から 43 年 12 月までの特例納付について、期間、金額、納付年月日の記載があるが、申立期間①から③までの期間については記載が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間④については、申立人が所有する年金手帳では、昭和 58 年 8 月 21 日の厚生年金保険の資格喪失後、国民年金の再加入年月日が同年 9 月 12 日と記入されており、申立人が所持している「昭和 58 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書」でも 58 年 8 月分の欄には領収印が押されておらず、同年 9 月以降からの国民年金保険料の納付は確認できることから、申立期間④については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかった期間であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 15 日から 49 年 2 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立期間を一部含む昭和 47 年 11 月 2 日から 49 年 7 月 22 日までA社に勤務していたことは確認できるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、A社は、昭和 44 年から健康保険のみの加入事業所であり、49 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、申立人が同僚であったとする複数の者の資格取得日も申立人と同日である。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人がA社において、昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の記号番号の払い出しを受け、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 173 (事案 108 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 7 月 7 日まで
② 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 12 月まで

私は、申立期間①及び②についてA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとされた。新たに同僚が証明する「勤務証明書」を提出するので、当該期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立期間①は、雇用保険の記録により、申立人がA社で勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票から昭和 56 年 7 月 8 日に初めて同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 8 月 1 日から 56 年 7 月 7 日までの期間については申立人が厚生年金保険被保険者として適用された事実が確認できず、また、申立期間②は、申立人の同社における雇用保険の被保険者でなくなった日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が一致しているなど、59 年 8 月 1 日から 61 年 12 月までの期間に申立人が厚生年金保険に再加入した事実が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、A社において厚生年金保険に加入していたことを証明する資料として、同僚が証明する「勤務証明書」を提出したが、これにより厚生年金保険料を控除されていたと推認できるものではないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 48 年 2 月まで

私は、昭和 30 年 2 月 23 日から平成 7 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無いとされた。44 年から 50 年 8 月 31 日まで A 社労働組合で組合業務に従事していたものの、同社に継続されて雇用されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社は適用事業所となっており、同社の保管している人事記録から、申立人が同社に身分を有していたことは認められるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は昭和 44 年から A 社の社員のまま、同社労働組合の組合業務専従者となっているが、協定により同社における組合業務専従者の身分は休職扱いとし、その期間中の賃金の支払いは無く、各種社会保険の取扱いもしないとの内容となっている。

さらに、A 社労働組合における厚生年金保険は昭和 48 年 3 月 1 日から適用が開始されていることから、申立期間について、同労働組合は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、A 社労働組合が保管している昭和 46 年度の財政報告書には事業主負担分の社会保険料が計上されていないが、47 年度の財政報告書から福利厚生費として事業主負担分の社会保険料が計上されており、申立人は同労働組合の厚生年金保険適用開始時から資格取得となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間はA社に勤めており、厚生年金加入記録はあるが、私が記憶している給与の額は 45 万円ぐらいだったのに、社会保険庁の標準報酬月額記録は 15 万円となっており少なすぎるので、調査した上で正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた額を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、申立期間におけるA社の人事記録、給与支払簿等の資料も保存されていない。

また、A社における申立人の標準報酬月額は、同社における同僚の標準報酬月額の2倍近い額であり、申立給与額は、申立人の当時の上司の標準報酬月額の2倍以上の額であることが確認できる。

さらに、申立人がA社の前後に勤務していた事業所の標準報酬月額は同社の標準報酬月額とさほど差は無く、同社における申立期間の標準報酬月額に不自然さは無い。

加えて、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、記録の相違は無い。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額が低く記録されている事実がうかがえる周辺事情、関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。